

香芝市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、勧告に基づき必要な措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年4月25日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

<対象：生活安全部 危機管理課>

- 1 監査実施年月日 令和4年12月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年2月24日
- 3 措置状況通知 令和5年4月7日香危第4号

定期監査意見（勧告事項）	措置結果	措置内容
食糧費の支出に関しては、食糧費が行政事務等の執行上、直接に費消される経費であることから、当該行政事務等の存在が明確にされるとともに、食糧費の支出と事務執行との間に直接的な関連性が認められることをも要すると解されている。 今回の定期監査において、支出された食糧費の中に、事務執行との直接的な関連性があると言い難いものがあった。食糧費から支出する場合には、その支出の具体的な必要性や相当性について精査、検討した上で支出決定すべきであり、今後も食糧費からの支出が見込まれるようであれば、上記観点を踏まえた詳細な支出基準を設けられたい。 加えて、食糧費が公費をもって賄われていることの重さを念頭に置き、支出に関して社会的な批判を招くことがないよう法規に則った適正な予算執行の徹底にも努められたい。	措置済	今後も食糧費からの支出が必要となる事態は見込まれるため、財務局財政課と協議を行い、同課によって「香芝市食糧費の執行に関する基準」が策定された。（令和5年4月1日施行） 同基準に従い、引き続き法令等を遵守した経費の支出に努めていく。